

07

明治十五年二月廿八日刊行

傍訓官令全誌

第壹號

發兌

官令全誌社

5B57



11/3  
 59-03  
 1113  
 59-03

凡例

- 一本誌は官省及び静岡縣より發せらるゝ所の諸達を十五日分づゝ取纏め之に傍訓を施して刊行するものとす
- 一發兌は一月一回乃至二回と定め諸達中別紙別冊紙數多きに渉るものは別に附録とあして發行す
- 一本誌へ掲げざとも目錄にて事足るものは其旨を記して之を略す
- 一諸達とも頒布の前後に依り自然漏逸に属せしものは次號へ登録すべし
- 一「字解は」を設けて其意味を悉すも雖も傍訓にて事足るものは直ちに其字の傍へ何々と字解を附し又「」を設けず

特30  
198

- 官令全誌第一號目錄 くわんせいせんいだいいちごふもくろく  
 太政官之部 だせうくじんのおふ
- 第一号(布告)治罪法第三百八十一條第二項辨護人の件  
 第一号(布達)陸中國釜石大橋間鑛山用鉄道落成に付人民へ乗車を許す件
- 第一号(達)官舎貸渡規則修繕費の件
- 第二号(同)各府縣經費の内屬官俸給其他四項豫算帳の件
- 三号(同)權宮司を置くの件
- 第四号(同)明治十四年第三十四号達歳入科目の内加除更正の件  
 内務省之部 ないむせうのおふ
- 乙第一号(達)警察月報書式改定の件  
 大藏省之部 だざいせうのおふ
- 第一号(達)民有開墾地調査順序の件

一 一  
 一 一  
 三 三  
 三 三  
 四 四  
 四 四  
 五 五

甲



- 第二号(同)預米規則中改正の件 七
- 告第一号(告示)愛知縣士族松田濱次郎所有命祿公債証書發見の件 七
- 告第二号(同)石川縣士族松本近友外十二名金祿公債証書紛失の件 七
- 工部省之部 こうふせうのふ 八
- 第一号(告示)福嶋縣下若松へ電線架設音信料の件 八
- 司法省の部 えはふせうのふ 九
- 丁第一号(達)各廳書籍目錄調製手續 並に雛形更正の件 九
- 丁第二号(同)陸海軍治罪法御制定以前舊慣に據り治罪手續執行の件 十三
- 丁第三号(同)人民より官府に對する詞訟受否又ハ判決見込伺出に係る件 十四
- 丁第四号(同)各廳取扱の民事及勸解件數表の件 十四
- 静岡縣之部 えづれのけんのふ 十四
- 甲第一号(布達)海軍兵學校生徒撰舉手續の件 十四

- 甲第二号(同)小學教則及び教科書目の件 十五
- 甲第三号(同)淡路洲本港へ竿燈を設け一月一日より點燈費取立の件 十五
- 甲第四号(同)教育會規則第三條へ但書追加の件 十五
- 甲第五号(同)名古屋區池田町前戸長家出付地所建物質入書入公証の件 十六
- 甲第六号(同)岡山縣美作國西條郡上森原村戸長役場の帳簿焼失付同斷 十六
- 乙第一号(達)農産表編成例更正の件 十七
- 乙第二号(同)第十九号達學事表簿中記載方の件 二十
- 丙第一号(同)丙第五十五号達の内正誤の件 二十
- 丙第二号(同)大藏省租稅局員巡回の節印章提携の件 二十



傍訓字解官令全誌 明治十五年一月四日より同十五日に至る 上半月分

太政官 だせうくわん

○布告 ふこく

○第一號 (九日附)

太政大臣、司法卿連署

治罪法第三百八十一條第一項に若し辨護人(そのものに代はつても)あつて辨論(ひらき)を爲したる時は刑の言渡の効を及ぼさずと有之候へども其裁判所所屬の代言人無之場所に於ては當分の内辨護人を用ひざるも其刑の言渡は無効の限に在らざらん

○布達 ふたつ

○第一號 (十四日附)

太政大臣、工部卿連署

工部省所轄陸中國釜石鑛山分局に於て今般同所より大橋までの間鑛山用に供する鐵道落成に付ては工業用の餘暇一般人民便利の爲め別紙心得書並に賃金表を從がひ



乗車又は荷物運搬(こひ)とも之を許す 但開業日限は追て工部卿より告示とべし  
右布達候事

(別紙) 釜石大橋の間鉄道乗車心得書

第一條 鉄道にて旅行し又は荷物を運送する者は定規の賃金を前拂可致事○第  
二條 運賃は停車場(まはり)より停車場までの運賃を以て停車場の外他へ送るは  
別段の事○第三條 表記部類外の荷物は類似の賃金を課(とら)せざるか又は臨時見  
計ひ相當の賃金を拂ひしむべし○第四條 百斤は英百斤にして賃金は一斤以上百  
斤の比例金高は厘位に止め四捨五入法(あからまたはきりすてご)を用べし又一俵は米四斗入  
の俵に其通常外の者は相當の割増可相拂事○第五條 鉄道列車の往復は可成  
時刻と嚴重にし定時往復とべしと雖も官用の都合に依り多少の遅速又は途中停  
車或は全く往復致さるゝことあるべし○第六條 列車の都合は依り乗客並に荷物の  
運送を停止(とど)めしすべし 右條目の外総て鉄道略則(あらま)を遵守(まも)るべしすべし事

(乗客賃金表略す)

○達 たつし

○第一號 (十日附)

官、省、院、使、廳へ

明治九年(五月)第五十三號達官舎賃渡規則第二條中修繕費の爲め其廳に備置分は會  
計法第三十一條に拘りしを従前の通可相心得し此旨相達候事 但該金額は据置金  
の例に依り官舎宿代金の目を設け出納勘定帳中に編入候義と心得べし

沖繩縣と除き各府、縣へ

○第二號 (十一日附)

各府縣經費の内屬官俸給廳費史誌編輯費招魂社費神社費の五項は自今豫算帳大藏省  
へ差出すに不及候條此旨相達候事

官、省、院、使、廳、府、縣へ

○第三號 (十二日附)

神官職員中左の官等被置候條此旨相達候事  
權宮司 相當七等 月俸金二十五圓



○第四號 (同日附)

同

明治十四年(四月)第三十四號達歳入科目の内左の通加除更正候條此旨相達候事  
地稅小科目市街地稅の次へ(鹽田稅)の一科目を設け山林原野牧場稅の科目と(山  
林原野牧場及雜種地稅)と改む○郵便稅の小科目外國郵便遞送料の項を刪除(す  
す○大科目賣藥稅(賣藥營業稅)と改め該小科目の二項を刪除す

○内務省 ないひせう

○達 たつ

○乙第一號 (十二日附)

東京府を除き警視廳、府、縣へ

明治十二年當省乙第三十六號を以て警察月報書式相達置候處更に別冊の通改定  
候條本年一月以降右に照準(てら)致し内譯書雜報書とを差出さべし此旨相達候事  
但報告書は總て副本に及びば毎翌月二十日以内其地方廳へ差立候様可致事

○乙第二號 (十九日附)

東京府を除き府、縣へ

客年十二月第百十一號公達を以て警部補を置られ候に付ては自今警察分署は警部補  
を以て其署長に充つ可し此旨相達候事 但巡查をして警部補の代理を爲さしむる義  
は適宜(つが)たる可し

○大藏省 ねくらせう

○達 たつ

○第一號 (十二日附)

各府、縣へ

民有(んゆう)開墾地調査順序左の通相定候條此旨相達候事

民有開墾地調査順序

第一款 鐵下年期○第一條 凡そ民有の土地を開墾するに際し鐵下年期を願出る  
ときは實際要する費用と成功の後該地より得べき收利(たかり)とを豫算(よさん)し其  
費用を償却(しょうきやく)し得べき方法に至るまで詳細に取調願書に副へ差出さしむべし  
○第二條 前條の願書を差出したるときは實地に就き反別の廣狹を概量し其調書



の當否(あつたて)を審査(しんさ)すべし。○第三條 調書は左の數項に據り審査すべし。○第一項 人夫は事業の難易(なんい)により其多寡(たが)如何(いかん)○第二項 雇賃は近傍(きんぼう)普通の賃金に較べ其高低(たかひ)如何(いかん)○第三項 收利は近傍の熟地に比し其多寡(たが)如何(いかん)○第四項 收量に換ふる金額は近傍市場の平均(あゆみ)既往三ヶ年或は五ヶ年間(かんのう)相場に據り其當否如何(いかん)○第四條 前條の審査に於て其調書適當ありと見認むるときは該費用を償却し得るの年數を目的とし、鐵下年期を附與(ふく)するものとす。

第二款 年期明○第五條 鐵下年期明に至らば反別と丈量(はかり)相當の收獲地(しゆわくち)價とも取調差出さしむべし。○第六條 前條の調書を差出たるときは實地に就き(じゆつ)反別を査定し收獲地價は近傍類地(きんぼうるいぢ)に比準(ひじゆん)適當に調査すべし。○第七條 期明に至り該地の幾部分を竣功(しゆんこう)せしときは其部分のみ第五六條の例によつて調査すべし其殘地又は全部未着手(まててを)と雖も引續き繼年期を請求(せいきう)するときは第一款第一條に據り更に詳細の調書を添へ出願せしむべし。○第八條

第七條の繼年期を請求するときは第一款第二三條に據り審査すべし

○第二号 [十四日附] 各府縣へ

明治十年(十一月)當省乙第三十九号種 預米規則取扱手續書中第七項左の通改正候條此旨相達候事

一 預り期限へ地租徵收期限末期の日を以て換金の期とし此期限迄に納金皆済に至らざるを以て此引當米を競賣せしむべし競賣の上過剩の納主へ下付し不足の追徵(おびせ)りあはる(すべし)

○告示 こくし

○告第一号 (十二日附)

○告第二号 (十三日附)

工部省 ふうぶせう

○告示 こくし

目録に譲りて略す 同



○第一号 (十二日附)

福島縣下白河電信分局より同縣下若松へ電線架設同所へ分局を設置(たり)し本月二十日より開局 音信料の儀ハ左に通に候條此旨告示候事

若松分局ハ隣局白河への和文一音信料金七錢歐 文ハ金二十五錢を拂ふべし 東京其他各分局より若松への和文料金の白河までの料金は金二錢を加へ 歐文料金は白河以南各分局よりハ福嶋と同一北各分局よりハ宇津宮に同じ

司法省 奏仰ふせう

○達 たつし

大審院、裁判所

○丁第一号 (七日附)

各廳供用書籍目錄調製(たり)の儀に付明治十一年丁第七號を以て相達候處右手續並に離形別紙の通更正候條此旨相達候事 但今般各廳構成に付てハ其廳所屬の典籍類客歲十二月迄の分悉皆取調該離形に照準來る廿八日限可差出候事(離形略す)

○丁第二号 (十二日附)

大審院、裁判所

陸海軍治罪法御刷定以前舊慣(たり)に據て治罪手續執行の儀陸海軍兩省より太政官へ別紙の通相伺 朱書の通御指令相成候條爲こ心得一此旨相達候事

陸軍治罪法御頒布相成迄軍人軍屬犯罪ハ係る治罪之舊慣ハ依り可然哉の伺 陸軍新刑法の儀之不日御頒布普通法律と共に來る十五年一月一日より實施の御沙汰可一相成一就てハ治罪法の儀も草案取調過日上申に及候處 右は現今御詮議中にて年內餘日も無之或ハ刑法と共に實施の運に相成間敷哉と竊に恐察仕候果して然る時之軍人軍屬の犯罪に係る總て治罪の手續ハ追て治罪法御頒布相成迄一切舊慣に依り處分致し可然哉尤も別紙記載ハ箇條ハ慣例(たり)にも據て難く候間至急御詮議の上尙分の御指揮有之度此段相伺候也

明治十四年十二月十日 陸軍卿大山 巖 大政大臣三條實美殿



軍人軍属の重罪輕罪は總て軍衙(りくぐんの)に於て處分致可然哉(たゞ重罪輕罪俱も發する違警罪は如何可相心得哉)○軍人常人(つねの)共犯に係る時、軍人軍属は軍衙に於て處分致し、常人は司法法衙に附し可然哉、將又軍人の正従犯に係り、軍人正犯ある時、軍衙に於て從犯を併せ之を審判(さはん)致し、軍人共に正犯ある時、先きは告訴告發を受たる法衙に於て審判致し可然哉○軍人軍属任官若くは就役(にんご)の前罪を犯し、在官現役中發覺するもの、軍衙に於て審判致し、其在官現役中罪を犯し、免官若くは免役の後發覺する者の之を司法法衙に付し可然哉○歸休兵及び豫備後備の軍籍に在る者召集中罪を犯し若くは舊罪發覺する者の軍衙に於て審判致し犯罪解散(あつちへ)の後發覺する時、司法法衙に付し可然哉○歸休兵及び豫備後備兵召集の期に後る者、司法法衙の審判に附し可然哉○新陸軍刑法第廿七條に掲ぐる所(り)の理事(り)と評事(くわん)若くは主理(り)を以て之に充て裁判長と各鎮臺營所(たゐり)に於て、軍法會議の議長を以て之に充て可然哉○新陸軍刑法に掲ぐる所

の流刑及び禁錮輕禁錮拘留に處する者、總て現今禁錮の取扱ひに徒刑徵役に處するもの、現今徒刑の取扱ひに重禁錮に處するもの、現今戒役の取扱ひに致し可然哉○軍人軍属を監視に付したる時、其執行處分の義と其地方警察署に付し可然哉〔指令〕陸軍治罪法施行日(ひ)まで舊慣に依り治罪手續を執行候儀は、同の通○  
第一條 同の通(但書數罪俱發の例に従ふ可)○第二條 軍人軍属は軍衙に於て處分し、常人は司法法衙に付し可し○第三條 軍人軍属任官若くは就役の前罪を犯し、在官現役中發覺する者は軍衙に於て處分し、其在官現役中罪を犯し、免官若くは免役の後發覺する時、陸軍刑法を犯したる者は軍衙に於て處分し、普通刑法を犯したる者の司法法衙に付し可し○第四條 同の通○第五條 歸休兵及び豫備後備兵召集の期に後る者、軍衙に於て處分すべし○第六條 第七條 第八條 同の通  
海軍治罪法御制定迄假手續に因り取扱度儀に付同  
海軍治罪法御制定の儀、本月七日付往出第一五七二号を以て上請仕置候處右御



審査御發令相成候に、暫く日數を要候趣に承及候就て之新刑法の儀ハ常律  
 共に實施不相成一は不都合に有之候間、右刑法實施日迄治罪法御制定不相成一時  
 と當分別紙數項ハ手續を以て裁判事務取扱其他之都て從來の慣例に依り施行致  
 候とい差支無之見込に候條御充許有之庶此段伺出候也

明治十四年十二月七日

海軍卿川村純義

大政大臣三條實美殿

裁判事務取扱手續

海軍々人屬の海軍刑法及び普通刑法の重罪輕罪を犯したる者は海軍法衙に於て審  
 判す可し○常人の海軍刑法を犯したる者前同斷○海軍々人屬普通刑法の違警罪を  
 犯したる者重罪輕罪と共に發したる時前同斷○海軍々人屬と常人と共に普通刑法  
 を犯し軍人屬正犯にして常人從犯ある時も前同斷○海軍々人屬と常人と共に普  
 通刑法を犯し俱に正犯ある時海軍法衙に於て最初其取調に着手したる時も前同

斷○海軍々人屬在官在役中罪を犯し免官免役後發覺したる時之前同斷○流刑禁獄  
 輕禁錮の刑に該る者は海軍獄舎に錮し從來の禁錮の如く取扱ひ徒刑徵役に該る者  
 は從來の徒刑の如く取扱ひ重禁錮に該る者は從來の戒役の如く取扱ふ可し○附加  
 刑中禁治産監視の處分は地方警察官に托す可し [指令]海軍治罪法施行の日  
 で舊慣に依り治罪手續を執行候儀ハ伺の通○第一條 伺の通○第二條 常人と  
 雖ども海軍刑法に記載したる罪を犯したる者の軍衙に於て審判を可し○第三條  
 數罪俱發の例に従ふ可し○第四條 第五條 軍人軍屬と常人と共に普通刑法を犯し  
 たる時軍人軍屬の軍衙に於て處分し常人は司法法衙に附可し○第六條 在官  
 在役中罪を犯し免官免役後發覺したる時海軍刑法を犯したる者は軍衙に於て處分  
 普通刑法を犯したる者は司法法衙に附可し○第七條 伺の通○第八條  
 監視の執行は其地方警察署に附可し

○丁第三号 (十二日附)

控訴裁判所、始審裁判所



人民より官府に對する詞訟の受否(又は判決見込に付現今伺出に係る件)中客年第五十三號布告に依り他の管轄裁判所に屬す可き分は當省より直ちに其管轄裁判所に移し處分せし先候條此旨相達候事

○丁第四號 (十三日附)

大審院、裁判所

各廳取扱の民事及勸解件數表 本年一月より別紙離形に準じ三月毎に調成(各廳)一翌月十五日限差出す可一此旨相達候事 但治安裁判所の分は所轄の始審裁判所に於て取纏め其裁判所民事事件數表と共に差出す可一 (別紙離形略す)

靜岡縣 ぎづれりけん

○布達 ふたつ

○甲第一号 (六日附)

海軍兵學校生徒擧手續別紙の通有之候條此旨布達候事

(別紙の附録に譲る)

○甲第二号 (九日附)

本縣小學教則及び教科用書目(別紙に譲る)別冊の通相定候條此旨布達候事

(別紙は附録に譲る)

○甲第三號 (九日附)

兵庫縣下淡路國津名郡洲本港へ竿燈を設置候に付該港へ出入の船舶は本年一月一日より左記の通点燈費取立度旨願出許可候旨該縣より通知相成候條此旨布達候事

- 一 積石五十石以下諸船(艦梁より船梁まで) 三間未満、金五厘 三間以上、金一錢
- 一 同 五十石以上二百石以下 每十石 金二厘五毛
- 一 同 二百石以上五百石以下 每十石 金一厘五毛
- 一 同 五百石以上 每十石 金一厘

一 西洋形日本船 一噸六石七斗二升に割合を以て前書石數に應じ取立候事

○甲第四號 (十日附)

明治十四年本縣甲第百五十九號布達教育會規則第三條へ左の通 但書追加候條此旨



布達候事

但敷學區に涉り稱呼不便の向は適宜他の名稱を付(つ)く(と)するも妨げなし

○甲第五號 (十日附)

愛知縣名古屋區池田町前戸長里村直元家出行衛不(レ)知に付該役場に備有(レ)之地所建物  
買入書入公證割印簿明治六年一月より同十四年九月までの分錯雜(まぜ)欠號等有(レ)之  
候に付右役場の公証を受たる借主は本年三月中迄に該役場に可(レ)申出(レ)若(レ)一日限經過  
(まじ)の上は一切關係無(レ)之者と(一)公証爲(三)取計(一)候旨通知有(レ)之候條此旨布達候事

○甲第六號 (同日附)

岡山縣美作國西條郡上森原村戸長役場備置之地所建物買入書入公證割印簿明治六  
年より同十二年十二月三十一日までの分去十四年十二月十四日火災の爲め焼失候に  
付同村の地所建物を抵當とし戸長の公証を受たる債主は本年四月三十日迄に該村戸  
長役場へ可(レ)申出(レ)右日限過去申出る(と)も一切關係なきものと(一)他へ公証爲(三)取計(一)候

旨通知有(レ)之候條此旨布達候事

○達 九一

○乙第一號 (十日附)

各部へ

明治十年乙第百八號を以て區戸長へ相達 置候處 農産表編成例別紙の通更正候條以  
後右に照 準該年分成分表(たるひより)は翌年一月三十一日限り差出べし此旨相達 候事  
但昨十四年分成分表の義は本年二月廿八日限り差出べし

(別紙) 農産表編成例

第一條 此農産表は全國必要(ある)ある農業上の出來物に就て其播種地産額通價  
の増減を徴せんが爲めに編成(ある)する所あり○第二條 物産の種類を大別して  
二種とす其一を普通物産と(一)其二を特有物産と(一)す普通物産とは各地方一般耕種  
(つくられる)と(一)する所の日用食品(ある)の類にて特有物産とは地宜天候(ちみやま)に依て  
異同(ある)ある者(ある)を謂ふあり○第二條 普通物産の品目を擧て十四種(種類は



表式に掲記す)とす其特有物産を仮に之と三十八種(種類は表式に掲記す)とす然  
 りと雖も其産地(とる)に依て大に異なるが故に之を參酌記入すべし勿論一村  
 の収入を合計して其量一石或は五斤に充たざる小數れ如きは除去(とる)して之を  
 舉に及ばざらして物産は一郡毎に調査と要す○第四條 物産中穀類の如きは  
 石を以て一位とし是を算すべし其他は斤(斤量は則ち百六十匁)を用ひべし又斤數  
 に換算し難き蠶卵紙の如きは姑く枚數を用ひべし○第五條 段別は各種播種せる  
 所の田畑の畝歩を算し之を掲ぐべし○第六條 茶三種及び楮畑は新開舊地(かこ  
 ころ)に拘らざりて付植付有之の分年度を以て之を分ち総て其反別を記載すべし○七條  
 園圃は周囲或は園内等に茶樹及び三種楮を栽培し其間に他の作物を栽培するも  
 の茶樹の畦時あるは其畦の長さを測り畦間六尺の割合を以て一又茶樹の輪時ある  
 と三種楮等は株の大小に應じ(大あれば一步に付四株或は六株小ければ八株或は  
 十株)各畑反別に引直すべし倘し反別と求め難き分は其株數を朱字にて列記すべ

一○第八條 天然の茶樹ある地に於て刈畑焼畑にて茶畑とせしものは其茶樹の發  
 生自然粗密(まばら)なれば茶樹の大小に應じ株數を以て(株數大小の歩合は前  
 記に依るべし)切替畑反別に引直すべし○第九條 田を該年限り綿藍甘蔗烟草菜  
 種及蘭琉球等を作りたるもの、反別も算入(いれる)すべし○第十條 番茶は春番秋  
 番刈番蒸茶等の古葉を混淆せる製方最も粗あるもの及粗悪(よろし)なる筈出し茶  
 を算入すべし○第十一條 各種とも総て自用の爲めに作付或は製造(とる)するも  
 のも計算すべし○第十二條 通價は一歳中の平均相場を以て其一斤の價位を  
 舉げ一時の相場ある等の者は各地の相場を探り其平均ある相場を以て算記すべし  
 ○第十三條 表末の界外へは一部耕地の總反別を載し田畑の内譯をあすべし而  
 して田反別の内該年限り畑に作替せし分は其反別を内書に顯すべし且毎年品價數  
 量(ちぎりのいね)を比較し大に増減差異ある者は其事理を探り是れ又詳らかに記載す  
 べし○第十四條 表中掲載する種目の物産は其區畫に斜系を作り其旨を明



にすべし ○第十五條 右物産取調用紙は毎歳十一月中縣廳於て摺立相渡さへんに  
付其枚數取調受 取 方申出べし  
(物産取調表略す)  
各郡へ

○乙第二號 (十二日附)

客年本縣乙第十九號を以て相達置候丙號學事表簿中 諸 計數は十四年中の全數を(この  
の)を記入可致且郡内學事の 狀況學區々畫の 狀況等客年文部省第二十六號達に 准  
じ取調書相添可差出此旨 相達候事

○丙第一號 (六日附)

明治十三年(十月)本縣丙第五十五號達の内檢査を受へるの下「酒類」の二字を刪除し  
「酒もと及び膠共」の七字を挿入 候 條此旨相達候事

○丙第二號 (九日附)

大藏省租稅局員 諸 稅 監 査の爲め巡回の節自今印章提携有之之間右參照(ある)の  
印章回送有之候に付配付候條一葉宛備置べし此旨相達候事

○官令全誌第一號 定價

金六匁

明治十五年二月十五日御届  
同年同月廿八日出板

静岡縣士族

編輯兼出板人 増田富次郎

静岡東草深町  
一丁目四十四番地

静岡東草深町二丁目四十四番地

官令全誌社

發兌

○稟告

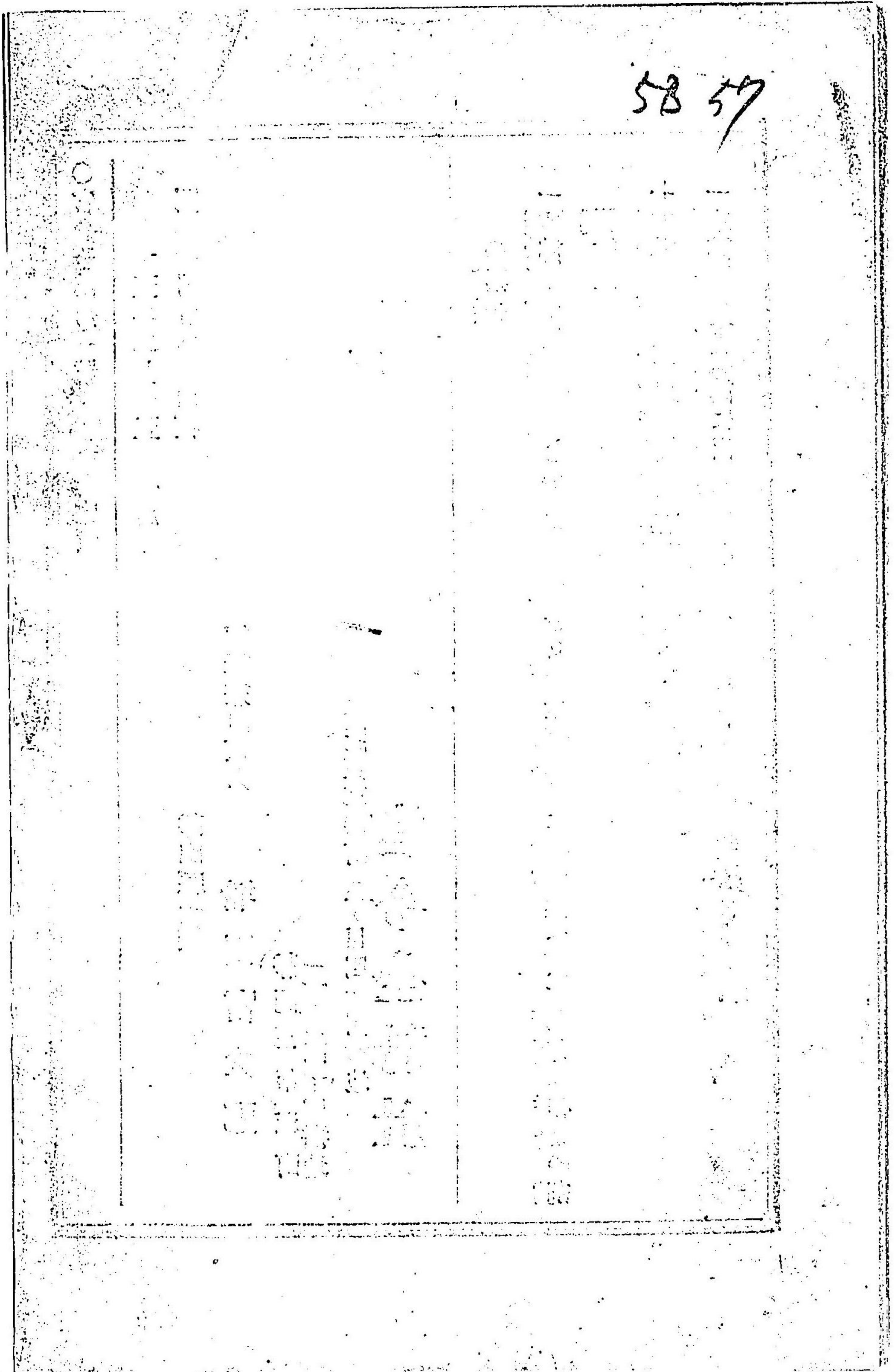
一本誌定價は毎號同じからせと雖も前金御預けに相成候へば十部毎に相當の割  
引仕候

一本誌は前金御遣一無之以上は何方へも差上不申候

一本誌事目下雜誌に出願中に付右願濟の上は猶御報道可申上候



58 57



0

1

2

3

4

5

6

7

8

9

0

1

2

3

4

5

6

7

8

9

0

1

2

3

4

5

6

7

8

9

0

1

2

3

4

5

6

7

8

9

0

1

2

3

4

5

6

7

8

9

0

1

2

3

4

5

6

7

8

9

0

1

2

3

4

5

6

7

8

9

0

1

2

3

4

5

6

7

8

9

0

1

2

3

4

5

6

7

8

9

0

1

2

3

4

5

6

7

8

9

0

1

2

3

4

5

6

7

8

9

0

1

2

3

4

5

6

7

8

9

0

1

2

3

4

5

6

7

8

9

0

1

2

3

4

5

6

7

8

9

0

1

2

3

4

5

6

7

8

9

0

1

2

3

4

5

6

7

8

9

0

1

2

3

4

5

6

7

8

9

0

1

2

3

4

5

6

7

8

9

0

1

2

3

4

5

6

7

8

9

0

1

2

3

4

5

6

7

8

9

0

1

2

3

4

5

6

7

8

9

0

1

2

3

4

5

6

7

8

9

0

1

2

3

4

5

6

7

8

9

0

1

2

3

4

5

6

7

8

9

0

1

2

3

4

5

6

7

8

9

0

1

2

3

4

5

6

7

8

9

0

1

2

3

4

5

6

7

8

9

0

1

2

3

4

5

6

7

8

9

0

1

2

3

4

5

6

7

8

9

0

1

2

3

4

5

6

7

8

9

0

1

2

3

4

5

6

7

8

9

0

1

2

3

4

5

6

7

8

9

0

1

2

3

4

5

6

7

8

9

0

1







禁電子式複写

031231-000-6

CZ-1113-59-03

官令全誌(傍訓字解) 第1号

官令全誌社

M15

BBD-0238

